平成２３年（フ）第１１５７８号
埼玉県草加市谷塚町1561　第２岡田コーポレーション103
債務者　田中　貴久
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５８２号
東京都世田谷区野毛１丁目１－７－108
債務者　三浦　義男
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５８４号
東京都練馬区羽沢２丁目５－12－301
債務者　常盤　直美（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０３４号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2020番地１
債務者　松浦　孝之
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９１号
岡山県真庭市下中津井1651番地
債務者　山本　泰彦
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２号
岡山市南区福田145番地６
債務者　今本ゆりか
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４０号
岡山市南区藤田677番地12　トゥルーランド錦Ｂ－203
債務者　横山　和公
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５６号
岡山市北区津高842番地２、旧住所岡山市北区横井上886番地164
債務者　大森　紀昭
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６４号
岡山県倉敷市児島稗田町2998番地６
債務者　大月　照司
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８４号
岡山市南区福島１丁目６番16号　ローレルコート福島101、旧住所岡山県高梁市津川町今津1753番地
債務者　横山　基弘
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８５号
岡山市南区福島１丁目６番16号　ローレルコート福島101、旧住所岡山県高梁市津川町今津1753番地
債務者　横山　由香
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９３号
岡山市北区田町１丁目１番１－909号
債務者　藤原　春美
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９６号
岡山市北区尾上886番地２
債務者　淺野万里子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１３号
岡山市北区船頭町47番地４
債務者　髙原　玲子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
大分県宇佐市大字辛島320番地
債務者　今長　淳一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後３時　大分地方裁判所中津支部破産再生係